

2 障害者手帳について

身体などの状態に応じて次の手帳の交付を受け、各種福祉制度を活用できます。

◆ 身体障害者手帳

身体障害者手帳（以下「手帳」という。）は、身体各機能のうち、視覚、聴覚または平衡機能、音声機能、言語機能またはそしゃく機能、肢体、内部（心臓・じん臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸・免疫・肝臓）の機能に永続する障がいがあり、身体障害者福祉法別表に掲げる障がいに該当すると認定された方に交付されます。（手帳の等級は、障がいの種類別に、重度の側から1級から6級まで定められています。）

＜交付申請＞ 次のものがが必要です。

- ① 申請書
- ② 指定医師の診断書（所定の様式以外のものは使用できません。）
※ 医療機関の指定医師に提出し、記入してもらってください。
※ 診断書の有効期限は、記載日から3か月以内です。
- ③ 写真1枚（大きさは「タテ4cm×ヨコ3cm」で、胸から上の写真）
※ 1年以内に撮影した写真で、帽子・サングラス等をしていないもの
（帽子については医療上等の理由がある場合、本人を認識するうえで支障のないものは可）
※ 写真用紙を使用し、鮮明なもの
- ④ マイナンバーカードまたは、番号通知カードと身分証明書（写真付きの場合1点、写真無しの場合2点）代理人の場合は、本人のマイナンバーカードまたは、番号通知カードと代理人の身分証明書（写真付きの場合1点、写真無しの場合2点）
- ⑤ 資格確認書（旧健康保険証）等・シャチハタ以外の印鑑（医師の診断書において障害等級が1～3級に該当する場合のみ）

＜再認定＞

障がいの状況について変化が予想される場合は、再認定を受けていただく場合があります。

対象となる方の手帳には、「再認定時期」を記載しており、その時期に市からお知らせします。

＜住所・氏名等の変更＞

手帳の交付後に、住所、氏名などが変わったときは、手帳を持参のうえ届け出てください。市外に転出したときは、転出先の市町村に届け出てください。

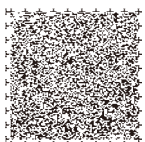
＜再交付・返還＞

障がいの状況が変わったとき、手帳を紛失・破損したときは、手帳の再交付を受けることができます。

再交付を受けたときは、再交付を受ける前の手帳について返還が必要です。また、死亡されたときについても返還が必要です。

再交付・返還の手続きに必要なもの

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・障がいの状況が変わったとき | － 上記＜交付申請＞の①～⑤ |
| ・紛失、破損したとき | － 上記＜交付申請＞の①、③、④ |
| ・紛失以外による再交付を受けたとき | － 再交付を受ける前の手帳 |
| ・死亡されたとき | － 手帳 |



窓口

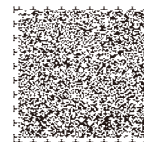
障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3264 FAX 27 - 2770)

亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)

各支所（銭亀沢支所で住所・氏名等の変更手続きはできません）

◆ 療育手帳

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、何らかの援助を必要とする状態にあると判断された方に対して、その障がい程度によって、A（重度）またはB（中、軽度）の療育手帳（以下「手帳」という。）が交付されます。



<判定>

手帳の交付の申請の前に、障がいの状況などについて判定（18歳未満の方は函館児童相談所、18歳以上の方は北海道立心身障害者総合相談所）を受ける必要があります。その場合、事前の予約が必要となりますので、下記までご相談ください。

窓口	障がい保健福祉課	(☎ 21 - 3302	FAX 27 - 2770)
	亀田福祉課	(☎ 45 - 5482	FAX 45 - 5486)

<交付申請> 次のものがが必要です。

- ① 申請書
- ② 写真1枚（大きさタテ4cm, ヨコ3cm）
（その他一無帽上半身でおおむね3か月以内に撮影したもの）
- ③ マイナンバーカードまたは、番号通知カードと身分証明書（写真付きの場合1点、写真無しの場合2点）代理人の場合は、本人のマイナンバーカードまたは、番号通知カードと代理人の身分証明書（写真付きの場合1点、写真無しの場合2点）

<再判定>

判定から一定の時期が経過したときに再判定を受ける必要があります。対象となる方は手帳に記載の次期判定の時期に、上記の窓口にご相談ください。

<住所・氏名等の変更>

手帳の交付後に、住所、氏名などが変わったときは、手帳を持参のうえ窓口へ届け出てください。市外に転出したときは、転出先の市町村へ届け出てください。

<再交付・返還>

障がいの状況が変わったときや、手帳を紛失・破損したときは、手帳の再交付を受けることができます。死亡されたときは、返還の手続きが必要です。

再交付・返還の手続きに必要なもの

- ・障がいの状況が変わったとき — 上記<判定>を受けます。
- ・紛失、破損したとき — 上記<交付申請>の①、②
- ・死亡されたとき — 手帳

窓口	障がい保健福祉課	(☎ 21 - 3264	FAX 27 - 2770)
	亀田福祉課	(☎ 45 - 5482	FAX 45 - 5486)
	各支所（銭亀沢支所で住所・氏名等の変更手続きはできません）		

○療育手帳の障害程度について（AとBとがあります）

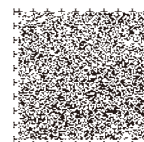
【A. 重度】

(1) 知能指数がおおむね35以下で、日常生活に常時介護を要し、次のいずれかに該当する方です。

- ① 食事、排泄、入浴および着脱衣などが困難であって、個別的指導や介助を必要とする。
 - ② 頻繁なてんかん発作、または失禁、異食、興奮等の行動を有し、常時注意と指導を必要とする。
- (2) 視覚障がい（強度の弱視を含む）や聴覚・音声・言語障がい（強度の難聴を含む）、肢体障がい
で身体障害者手帳の等級が1級～3級で知能指数がおおむね50以下の方。

【B. 中度、軽度】

知能指数が35～50程度（中度）の方と、50～75程度（軽度）の方です。



◆ 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある場合、その程度により1級から3級までの手帳が交付されます。

＜新規申請・更新申請または障がいの等級の変更申請に必要なもの＞

- ① 申請書
- ② 写真1枚（大きさタテ4cm、ヨコ3cm）
（その他―無帽上半身で申請日から1年以内に撮影したもの。更新申請で手帳の有効期限の記載欄が残っている場合は不要）
- ③ 次のアまたはイの書類
 - ア 精神障がいを理由に障害年金を受給されている方
 - ・障害年金の年金証書の写し
（年金裁定通知書と一体となっている証書については、その部分を含む。）
 - ・直近の年金振込通知書または年金支払通知書の写し
 - イ ア以外の方
 - ・申請用診断書（精神障がいに係る初診日から6か月を経過した日以降のものに限る。作成日から3か月有効）
- ④ 手帳（新規申請の場合は不要）
- ⑤ マイナンバーカードまたは番号通知カード

- ◎ 手帳の有効期限は2年間です。有効期限が切れる3か月前から更新の手続きができます。
- ◎ 住所、氏名が変わったときは、手帳を持参して下記の窓口へ届け出てください。
- ◎ 手帳を紛失、破損したときは、手帳の再交付を受けることができますので、写真を持参して下記の窓口へ届け出てください。

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3077 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
戸井、恵山、椴法華、南茅部の各支所

